

# こんな時どうする？

終活に取り組んでいくと、不安や疑問などが出てきます。そんな時に役立つ、知っておきたい制度や窓口を紹介します。

遺言書を自分で  
保管するのは心配

## ● 自筆証書遺言書保管制度

➔ 27 ページ

ひとりだと、死後のいろいろ  
どうしたらいい？

## ● 死後事務委任契約

➔ 27 ページ

私の財産を  
家族に託したい

## ● 民事信託(家族信託を含む)

➔ 28 ページ

相談できるところが  
どこにあるか知りたい

## お問い合わせ先一覧

➔ 30 ページ

相続が発生したとき  
サポートしてくれる制度は？

- 法定相続情報証明制度
- 相続土地国庫帰属制度

➔ 27 ページ

私の、家族の  
判断能力の衰えが心配

- 成年後見制度
- 日常生活自立支援事業

➔ 28 ページ

葬儀のことも実は  
よくわからないかも…

## 葬儀の流れ

➔ 29 ページ

# 知っておきたい制度

## 自筆証書遺言書保管制度

- 法務局で、自筆証書遺言書原本およびデータを長期間適正に預かってもらえる制度です。
- 「家庭裁判所の検認が不要になる」「遺言書が紛失するおそれなくなる」「遺言者の死亡後、相続人等に遺言書が保管されていることが通知される」といったメリットがあります。
- 保管手数料は 1 通 3,900 円
- 遺言書が無効にならないよう、法務局職員が遺言書の形式について確認もしてくれるので安心です（内容についての有効無効の判断ではありません）。
- 利用するためには、遺言者本人が法務局へ足を運ぶ必要があります。

詳しくはこちら



## 死後事務委任契約

- 自分が亡くなった後の手続き（葬儀や遺品整理、解約や届出など）を、生前に信頼できる第三者（弁護士、司法書士、行政書士など）に依頼しておくことができます。
- 契約内容は、亡くなった後の葬儀や納骨、遺品整理、各種解約、届出、連絡、ペットの引継など。
- 相続についての手続きや財産の処分などは依頼できません。
- おひとりさまや近親者を頼りたくないといった方の利用が増えています。

## 法定相続情報証明制度

- 法定相続人の情報をまとめた一覧図（法定相続情報一覧図）を、法務局が証明する制度です。
- 発行された一覧図の写しは、戸籍謄本の束に代わるものとして預貯金の払戻しや各種名義変更など、さまざまな相続手続きに使うことができます。
- 法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数を交付してもらえるため（無料）、各所での手続きが同時に進められるとともに、手続きがスムーズに進みます。
- 法定相続情報一覧図は、保管期間（5 年間）の間は、再交付を受けることができます。

詳しくはこちら



## 相続土地国庫帰属制度

- 一定の要件を満たした場合、相続や遺贈（相続人に対する遺贈に限る）によって取得した土地を国に引き取ってもらえる制度です。
- 土地は持っているだけで管理や手間がかかり、いらなくなるからといって放棄することはできません。適切に管理されていない土地の多くは所有者不明となり、さまざまな問題を生じさせることとなります。
- また、「相続放棄」で相続財産のすべてを放棄することはできても、いらぬ土地だけを放棄することはできません。
- この制度の利用には、審査手数料と 10 年分の土地管理費相当額の負担金を納める必要があります。

詳しくはこちら



## ● 民事信託（家族信託）

- 財産の所有者（委託者）が、信頼できる人（家族など）に自分の財産の管理や処分を任せる制度です。
- 自分の判断能力が確かなうちに契約を結びます。下記の成年後見制度より、柔軟な資産管理が可能です。
- 契約をすると、財産の名義は託した人（受託者）に書き換えられますが、財産の管理や処分による利益は受益者（事実上の権利者）が受け取ります（例／不動産の管理によって発生した賃料を受け取る、株の管理によって配当金を受け取るなど）。

※「民事信託」は家族信託ともいわれます。家族信託は一般社団法人家族信託普及協会の登録商標です。

## ● 成年後見制度

- 自分一人で決めることが難しくなった方に、本人の権利を守る援助者として成年後見人等を選任し、本人に代わって財産管理や必要な契約を行います。
- 仙台市成年後見総合センターまたはお近くの地域包括支援センターで、成年後見制度の利用に関するご相談を受け付けています（相談無料）。

詳しくはこちら



### 判断できなくなる場合に備えておきたい…任意後見制度

- あらかじめ後見人になってほしい人（任意後見人）を選んでおく制度です。公正証書により、後見人に何をしてもらうか決めておきます。
- 自分で判断することが難しくなったら、家庭裁判所に申立てをし、任意後見人を監督する人が選任されると、任意後見人による支援が始まります。

### 自分一人で判断することが難しくなった…法定後見制度

- 認知症や知的障がいなどにより、自分一人で契約や金銭管理を行うことが難しくなったときに、家庭裁判所に申立てをし、成年後見人を選任する制度です。
- 家庭裁判所へ申立てができるのは本人とその配偶者、4親等内の親族です。4親等内の親族がない、見当たらないなどの場合はご相談ください。

## ● 日常生活自立支援事業

- 認知機能に低下が見られる高齢の方や障害のある方などご自身で判断することに不安がある方に対し、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、ご本人の気持ちに沿った支援を行う事業です。

詳しくはこちら



### 支援の内容

- 福祉サービス利用のお手伝い
- 日常的な金銭管理のお手伝い
- 書類等のお預かり
- サービス提供は契約によるため、利用に必要な契約内容を理解できる方が対象です（サービス利用は有料）。
- 利用に関する相談は仙台市権利擁護センター（まもりーぶ仙台）へ。

# 葬儀の流れ

あなたが亡くなったあと、家族や周囲の人たちは短期間で数多くのことを決めなければいけません。ここでは葬儀(仏教)のおおまかな流れとポイントを紹介します(宗教・宗派や地域、予算等で内容は変わります)。

葬儀社へ連絡した後は、葬儀社がトータルでサポートしてくれます。

<p><b>臨終</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 危篤</li> <li>● 逝去</li> <li>● 葬儀社の手配</li> <li>● 遺体の搬送</li> </ul>	<p>1 日目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師から危篤を告げられたら、家族や親族(3親等以内が一般的)、本人の交友関係から親しい友人などに電話で連絡します。 <b>緊急時に連絡してほしい人</b> → (11ページ参照)</li> <li>● 葬儀社を手配し、自宅または葬祭会館等へご遺体を搬送します。判断能力のあるうちに情報収集し、<b>自分の条件に合う葬儀社を探しておく</b>とよいでしょう。 <b>葬儀についての希望</b> → (17ページ参照)</li> </ul>
<p><b>葬儀前</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡届の提出</li> <li>● 葬儀の打ち合わせ</li> <li>● 訃報連絡</li> </ul>	<p>1 ～ 2 日目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡届とは、亡くなったことを市区町村へ届ける公的な書類です。医師から渡される死亡診断書と一緒に、<b>死亡の事実を知った日から7日以内に提出</b>することが必要です。提出の代行を葬儀社へお願いすることも可能です。</li> <li>● 葬儀日程が決まったら、親族や友人などへ訃報連絡を行います。家族などごく親しい人だけで葬儀を行う場合は、その旨を丁寧に案内します。葬儀の規模やスタイルによって連絡する方の範囲が異なりますので、可能であれば事前に考えておきましょう。 <b>葬儀の案内を出してほしい人</b> → (18ページ参照)</li> </ul>
<p><b>通夜</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 湯灌</li> <li>● 納棺</li> <li>● 通夜</li> </ul>	<p>2 ～ 4 日目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 納棺とは、亡くなった方を棺に納める儀式。お湯で体を清めお化粧品などで身なりを整えた後に棺に納めます。棺に入れることができる副葬品は、仙台市葛岡斎場の場合、<b>少量の生花や食べ物のほか、数枚の写真や手紙程度に限られています。</b></li> </ul>
<p><b>葬儀・火葬</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 葬儀・告別式</li> <li>● 火葬・収骨</li> <li>● 法要</li> <li>● 精進落とし</li> <li>● 納骨式</li> </ul>	<p>3 ～ 5 日目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 葬儀の後に火葬を行う流れが一般的ですが、宮城県を含む東北地方の一部では、葬儀の前に火葬を行い、お骨を祭壇に安置して葬儀を執り行う「骨葬(前火葬)」という風習があります。どちらの流れで行うかは、遺族の希望や火葬場の状況などで変わります。</li> <li>● 火葬後のお骨は、当日お墓などに納骨する場合もあれば、四十九日まで自宅で管理する場合があります。 <b>お墓についての希望</b> → (19ページ参照)</li> <li>● 香典返しは、通夜・葬儀当日にお渡しする当日返し(即日返し)が主流ですが、高額な香典をいただいた方には、四十九日後にあらためてお送りするとよいでしょう(後返し)。本人の希望で葬儀後に伝えてほしい人がいる場合は連絡します。 <b>葬儀後に伝えてほしい人</b> → (18ページ参照)</li> </ul>

上記は葬儀を3～5日で行う場合の一例。葬儀の大半は、逝去日を含めて3～5日目の間に行われます。

# お問い合わせ先一覧

相談内容	担当窓口	お問い合わせ先
<b>■このノートに関する問い合わせ先</b>		
エンディングノートに関することなど	高齢企画課	Tel022-214-8515
<b>■11 ページ「もしものとき」に関する問い合わせ先</b>		
「あんしんカード」に関すること	仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所	各区・支部事務所の問合せ先については、31 ページの下段に掲載しています。
<b>■12～13 ページ「介護のこと」に関する問い合わせ先</b>		
認知症、介護に関することなど (高齢者総合相談) ① 介護保険に関する相談 ②	各区役所障害高齢課 ①・介護保険課 ② 宮城総合支所障害高齢課 ①② 秋保総合支所保健福祉課 ①②	各区役所・総合支所の問合せ先については、31 ページの下段に掲載しています。
高齢者に関する 介護・健康・福祉等の様々な相談	各地域包括支援センター	各センターの連絡先については、32 ページに掲載しています。
	[夜間・休日専用のコールセンター] 「せんだい高齢者・家族あんしんダイヤル」 ※看護師やケアマネジャーの資格を持つ 専門の相談員が対応します。	Tel0120-475-335 [受付時間] ●月～金(祝休日を除く):0時～8時30分、17時～24時 ●土・日・祝休日・年末年始の閉庁日:0時～24時
成年後見制度に関する相談	仙台市成年後見総合センター	Tel022-223-2118 [相談時間]9時～17時(月～金) ※祝休日・年末年始を除く
認知症や知的・精神障害等の ある方の福祉サービス利用・ 日常的な金銭管理等の相談	仙台市権利擁護センター (まもりーぶ仙台)	Tel022-217-1610 [相談時間]9時30分～16時(月～金) ※祝休日・年末年始を除く
<b>■16 ページ「ペットのこと」に関する問い合わせ先</b>		
ペットに関する相談	動物管理センター(アニパル仙台)	Tel022-258-1626
<b>■19 ページ「お墓のこと」に関する問い合わせ先</b>		
市営墓地に関する相談	保健管理課	Tel022-214-8204
<b>■22～23 ページ「財産情報」に関する問い合わせ先</b>		
法律・税務・遺言・相続等に 関する相談(特別相談) 【予約優先】	各区役所「市民相談室」・区民生活課 宮城総合支所まちづくり推進課 ※専門的な知識を有する相談員に無料で相談することが できます。詳しくは事前にお問い合わせください。	各区役所・総合支所の問合せ先については、 31 ページの下段に掲載しています。
仙台市への遺贈寄附に 関する相談	[現金による遺贈、その他下記以外の相談] 財政企画課	Tel022-214-8111
	[不動産による遺贈の相談] 財産管理課	Tel022-214-8122
住まいの活用(売却・賃貸等)相談	住宅政策課	Tel022-214-8330
未管理空き家に関する相談	[未管理空き家] 各区役所区民生活課 各総合支所まちづくり推進課 ※空き家が所在する区・総合支所にご相談ください。	各区役所・総合支所の問合せ先については、 31 ページの下段に掲載しています。
	[空家等対策について]市民生活課	Tel022-214-6148
ごみに関する相談 (ごみの分別・収集・ 大量のごみがある場合など)	お住まいの区の環境事業所 または家庭ごみ減量課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青葉環境事業所 :Tel022-277-5300</li> <li>・宮城野環境事業所 :Tel022-236-5300</li> <li>・若林環境事業所 :Tel022-289-2051</li> <li>・太白環境事業所 :Tel022-248-5300</li> <li>・泉環境事業所 :Tel022-773-5300</li> <li>・家庭ごみ減量課 :Tel022-214-8227</li> </ul>

相談内容	担当窓口	お問い合わせ先
市内の固定資産の所有状況に関すること(課税台帳の閲覧)	資産課税課	TEL022-214-8617
不動産の名義変更(相続登記)に関すること	仙台法務局 不動産登記部門	TEL022-225-5767
法定相続情報証明制度に関すること	仙台法務局 不動産登記部門	TEL022-225-5767
相続土地国庫帰属制度に関すること	仙台法務局 相続土地国庫帰属審査室	TEL022-225-5653
自筆証書遺言書保管制度に関すること	仙台法務局 供託課	TEL022-225-5735

\*事前予約制です。電話での予約受付時間は平日9時から17時までです。インターネットからは24時間365日予約可能です。



■ 24～25 ページ「保険・年金のこと」に関する問い合わせ先

国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療制度に関する相談	各区役所保険年金課 宮城総合支所保険年金課 秋保総合支所保健福祉課	各区役所・総合支所の問合せ先については、本ページの下段に掲載しています。
-----------------------------	---	--------------------------------------

■ その他市政全般に関する問い合わせ先

市政に関する制度や手続きなどについて	仙台市総合コールセンター 杜の都おしえてコール	TEL022-398-4894 〔受付時間〕8時～20時(年中無休) ※土日祝休日・年末年始は17時まで
--------------------	----------------------------	--

\* 仙台市ホームページによくある質問と回答(FAQ)も掲載しています。  
<https://guide.callcenter.city.sendai.jp/hc/ja/>



■ 各区役所・総合支所

名称	住所	電話
青葉区役所	〒980-8701 仙台市青葉区上杉一丁目5番1号	TEL022-225-7211(代表)
宮城野区役所	〒983-8601 仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号	TEL022-291-2111(代表)
若林区役所	〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁3番地の1	TEL022-282-1111(代表)
太白区役所	〒982-8601 仙台市太白区長町南三丁目1番15号	TEL022-247-1111(代表)
泉区役所	〒981-3189 仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1	TEL022-372-3111(代表)
宮城総合支所	〒989-3125 仙台市青葉区下愛子字観音堂5番地	TEL022-392-2111(代表)
秋保総合支所	〒982-0243 仙台市太白区秋保町長袋字大原45番地の1	TEL022-399-2111(代表)

■ 仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所

事務所	住所	電話
青葉区事務所	〒980-0802 仙台市青葉区二日町4-3 仙台市役所二日町分庁舎1階	TEL022-265-5260(代表)
宮城支部事務所	〒989-3125 仙台市青葉区下愛子字観音堂27-1 仙台市宮城社会福祉センター内	TEL022-392-7868(代表)
宮城野区事務所	〒983-0841 仙台市宮城野区原町3丁目5-20 メゾン坂下1階	TEL022-256-3650(代表)
若林区事務所	〒984-0811 仙台市若林区保春院前丁3-1 仙台市若林区中央市民センター別棟1階	TEL022-282-7971(代表)
太白区事務所	〒982-0012 仙台市太白区長町南3丁目1-30 仙台市南部 発達相談支援センター(南部アーチル)1階	TEL022-248-8188(代表)
泉区事務所	〒981-3131 仙台市泉区七北田字道48-12 仙台市泉社会福祉センター内	TEL022-372-1581(代表)

## ■地域包括支援センター(全53施設) [高齢者に関する介護・健康・福祉等の様々な相談]

区	名称	所在地	担当区域	電話
青葉区	上杉	上杉 1-17-20 第6銅谷ビル1・2F	上杉山中	TEL022-221-5569
	国見	八幡 4-2-1 早美ビル 102号	第一中	TEL022-727-8923
	木町通	木町通 1-4-15 仙台市交通局庁舎 3F	第二中	TEL022-216-3722
	双葉ヶ丘	双葉ヶ丘 2-9-2	北仙台小	TEL022-275-3881
	葉山	葉山町 8-1	三条中、荒巻小	TEL022-273-4910
	台原	台原森林公園 1-3	台原中	TEL022-727-5360
	花京院(※)	宮町 2-2-6 アルデール宮町 1F	五城中	TEL022-716-5390
	大沢広陵	赤坂 2-16-1	大沢中、広陵中	TEL022-399-6154
	あやし	落合 4-2-22	広瀬中、錦ヶ丘中	TEL022-392-2230
	国見ヶ丘	国見ヶ丘 7-141-9	吉成中、中山中	TEL022-303-3805
	南吉成	南吉成 7-14-1	南吉成中、折立中	TEL022-719-5733
	桜ヶ丘	桜ヶ丘 2-19-1 みやぎ生協 1F	桜丘中	TEL022-303-5870
	小松島(※)	小松島新堤 7-1	幸町中、鶴谷中：自由ヶ丘、安養寺 1丁目	TEL022-233-6954
	五橋(※)	若林区土樋 1-11-2 プラザスクランブルビル 2F	五橋中	TEL022-716-5460
	宮城野区	岩切	岩切字稲荷 14	岩切中
東仙台		新田 3-28-20	東仙台中	TEL050-3317-7065
宮城野		五輪 2-12-13 ライオンズマンション五輪第2 1F	原町小、宮城野小、東宮城野小：卸町を除く	TEL022-355-2381
榴岡(※)		榴岡 2-3-15 花本ビル 3F	榴岡小、連坊小路小：五橋担当圏域を除く等	TEL022-297-5906
高砂		高砂 1-24-9	中野中、高砂中：七北田川左岸	TEL022-388-7828
福田町		田子字富里 223	田子中、高砂中：七北田川右岸	TEL022-388-6101
燕沢		燕沢東 3-8-10	西山中：鶴ヶ谷担当圏域を除く	TEL022-388-3690
鶴ヶ谷		鶴ヶ谷 2-1-13	鶴谷中：小松島担当圏域を除く 西山中：鶴ヶ谷 1・6・7・8丁目、 鶴ヶ谷東 2・4丁目の一部	TEL022-388-3801
花京院(※)		青葉区宮町 2-2-6 アルデール宮町 1F	五城中	TEL022-716-5390
小松島(※)		青葉区小松島新堤 7-1	幸町中、鶴谷中：自由ヶ丘、安養寺 1丁目	TEL022-233-6954
若林区	五橋(※)	土樋 1-11-2 プラザスクランブルビル 2F	五橋中	TEL022-716-5460
	六郷	上飯田 4-9-16 田中ハイツ 102	六郷中	TEL022-289-2111
	沖野	沖野 6-34-5	沖野中	TEL022-294-0380
	河原町	河原町 2-5-36 パストラル河原町 1F	八軒中	TEL022-262-1180
	七郷	伊在 3-4-1 ディオ・ホリII号棟 105	七郷中	TEL022-290-6761
	大和蒲町	大和町 3-1-1	蒲町中、東宮城野小：卸町	TEL022-783-6656
	遠見塚	遠見塚 1-8-1	南小泉中	TEL022-781-3877
	榴岡(※)	宮城野区榴岡 2-3-15 花本ビル 3F	榴岡小、連坊小路小：五橋担当圏域を除く等	TEL022-297-5906
太白区	愛宕橋	向山 4-19-10 共立愛宕橋ビル 1F	愛宕中	TEL022-215-8822
	八木山	桜木町 1-10	八木山中	TEL022-229-0811
	西多賀	西多賀 1-19-8 キャピタル西多賀 104号	西多賀中	TEL022-307-3383
	長町	長町 5-3-20 NTT 東日本仙台長町ビル 1F	長町中：富沢担当圏域を除く	TEL022-304-2154
	郡山	郡山字行新田 9-5	郡山中	TEL022-748-0455
	山田	鉤取本町 1-16-57 阿部ハイツビル 1F	山田中、人來田中	TEL022-307-4440
	西中田	西中田 3-23-3 ハイツ安久 B-103	柳生中	TEL022-741-5290
	中田	東中田 3-26-54	中田中、袋原中：東中田 1丁目の一部	TEL022-393-6533
	東中田	四郎丸字大宮 46	袋原中：中田担当圏域を除く	TEL022-242-6351
	富沢	泉崎 1-33-10 富沢公園パークマンション 109	富沢中、長町中：長町南 3・4丁目	TEL022-398-5960
	茂庭	茂庭台 2-15-20	茂庭台中、生出中	TEL022-281-4115
	秋保	秋保町長袋字清水久保 51-4	秋保中	TEL022-399-2205
	泉区	泉中央	泉中央 2-16-1 トレスピーノ泉中央 1F	七北田中
将監		将監 10-18-13	将監中、将監東中：東北自動車道東側	TEL022-772-5501
寺岡		寺岡 1-2-5	寺岡中	TEL022-378-8886
高森		高森 1-1-292	高森中、将監東中：将監担当圏域を除く	TEL022-341-3665
松森		鶴が丘 1-30-3 D-2	鶴が丘中	TEL022-772-6220
松陵		歩坂町 71-28 ヴィラセブン 101	松陵中	TEL022-343-9460
向陽台		向陽台 4-7-14 伊藤コーポ 102	向陽台中	TEL022-343-1512
南光台		南光台南 1-14-27 コーポ UMEMORI 1F	南光台中、南光台東中	TEL022-251-8850
八乙女		黒松 2-19-7 第3えりあビル 101	八乙女中	TEL022-301-9811
虹の丘・加茂		虹の丘 1-10-6	加茂中	TEL022-373-9333
長命ヶ丘		長命ヶ丘 1-12-11 なっつ長命ヶ丘 101	長命ヶ丘中	TEL022-725-3068
根白石		根白石字清水屋敷 35-1	根白石中、館中、住吉台中	TEL022-376-8310
南中山		南中山 3-19-18	南中山中	TEL022-343-5561

(※)五橋、花京院、小松島、榴岡地域包括支援センターは、複数の行政区を担当しているため重複して掲載

# 仙台市の終活支援事業

仙台市では市民のみなさまが安心して終活に取り組めるよう、「今を大切に生きる終活支援条例」を制定し、終活に関する情報提供や相談支援を行う「終活支援事業」を実施しています。

## エンディングノートの配布

「仙台市エンディングノート」を各区役所・総合支所・市内関係施設等で無料配布しています。配布場所の詳細については、市ホームページでご確認ください。

## 終活イベントの開催

終活をより多くの方に知っていただき、終活を考えるきっかけになるよう、終活に関するイベントを開催します。イベント開催情報については、市ホームページでご確認ください。

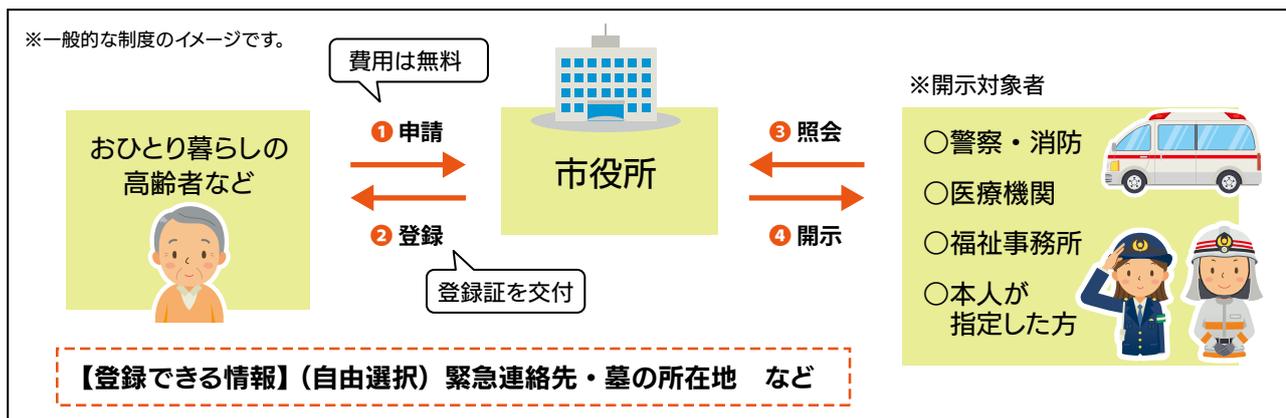
## 終活相談窓口（令和8年度中開始予定） ※準備中

「終活って何から始めたらいいの?」「どこに相談したらいいの?」そんな終活の悩みや不安、疑問に関して無料で相談できる相談窓口です。相談内容に応じて、終活情報の提供や助言、各種相談窓口等をご案内します。

■対象者：市内にお住まいの方、またはその家族等 ■相談窓口：市役所本庁舎内に設置予定【事前予約制】

## 終活情報登録制度（令和8年度中開始予定） ※準備中

「もしもの」のときのために、今できる準備を」病気や事故などで意思表示ができなくなったときやお亡くなりになったときに備え、緊急連絡先や終活に関する情報を市に登録しておくことで、必要時、警察・消防・医療機関・福祉事務所・本人が指定した人から照会があった場合に、登録した情報を本人に代わって市がお伝えする制度です。



## エンディングノートに関するアンケート

今後の参考にさせていただくため、エンディングノートに関するアンケートにご協力をお願いいたします。

URL : <https://logoform.jp/form/3PrJ/1387870>



アンケートの回答は  
左記二次元コードから

終活支援事業に関するお問い合わせ先：健康福祉局高齢企画課 TEL022-214-8515  
URL : <https://www.city.sendai.jp/hokatsushien/syuukatsushien/index.html>



最新情報  
はこちら